

デル・テクノロジーズ満足度保証規約

本規約は、デル・テクノロジーズ満足度保証プログラム（以下「本プログラム」といいます）の規約です。

対象者：本プログラムは、デル・テクノロジーズの対象製品（後述にて定義）をDell法人（以下「デル・テクノロジーズ」といいます）から直接ご購入いただいた方（以下「お客様」といいます）を対象としています。

本プログラムの特典を提供する認定販売店（以下「チャネル パートナー」といいます）から購入したエンド カスタマーも、本プログラムの特典を得ることができます（下記の「チャネル パートナー」セクションをご確認ください）。

対象となるデル・テクノロジーズ製品（以下、総称して「対象製品」といいます）は次のとおりです。

- Data Domainシステム
- DLM 5.1
- ECS (Elastic Cloud Storage) アプライアンス ハードウェア製品
- IDPA (Integrated Data Protection Appliance)
- Isilonハードウェア製品：F800、F810、A200、A2000、H600、H500、H400、およびH5600
- Dell Technologies Forum
 - N Series、S Series、Z Series
 - MXスイッチング モジュール
- PowerFlexアプライアンス
- PowerMaxハードウェア製品
- PowerProtect DD
- PowerProtect DP
- PowerScale A300、A3000、H700、H7000、F200、F600、F600'、F900、F210、F710 およびF910
- PowerStoreハードウェア製品
- PowerVault ME4 およびME5シリーズ
- Dell Technologies Unityハードウェア製品
- Dell Technologies Unity XTハードウェア製品
- VMAX All Flashアレイ
- VxRailハードウェア製品

明確にするために付言すると、対象製品がコンバージドITソリューションの一部として購入された場合、本プログラムの特典は当該対象製品のみに適用され、当該コンバージドITソリューションに拡大して適用されることも、当該ソリューションに含まれる当該対象製品以外のコンポーネントに適用されることもありません。

「デル・テクノロジーズ」とは、通常の事業の過程において、それぞれの対象製品をエンド カスタマーに販売する Dellの販売エンティティのことをいいます。連邦政府たるエンド ユーザーへの販売において、「デル・テクノロジーズ」とは、Dell Marketing L.P.、Dell Federal Systems L.P.またはEMC Corporationのいずれかのことをいいます。

「チャネル パートナー」とは、エンド ユーザーの内部における利用および便益を目的としてエンド ユーザーに対象製品を供給することをデル・テクノロジーズが契約に基づき直接許可した第三者法人のことをいいます。

3年間の満足度保証：お客様は、購入時にデル・テクノロジーズが提供する、一般公開されている文書形式のユーザー マニュアル、オンライン ヘルプ、ガイドに従って対象製品が実質的に機能していない場合に、下記の特定の救済措置（ただし、購入価格の返金を最大限の救済措置とします）を受ける権利があります（以下「本保証」といいます）。デル・テクノロジーズから対象製品を最初に購入した日から3年間において、本保証に基づく権利の行使を請求することができます。

救済措置：本保証に基づき有効な請求がなされた場合、デル・テクノロジーズは影響を受けた対象製品を自らの選択により修理または交換するものとします。デル・テクノロジーズが妥当な期間内にかかる措置を講じることができない場合、デル・テクノロジーズは当該対象製品のデル・テクノロジーズへの返品と引き換えに、当該対象製品についてお客様にお支払いいただいた額を定額法により5年間で均等償却した額を返金するものとします。またお客様は、事前にお支払いいただいたサポート代金について、メンテナンス契約の残り期間の未使用分に相当する比例配分額の返金を受けることができます。プロフェッショナル サービス、導入サービス、コンサルティング サービス、およびその他サービスの費用は、本プログラムの返金対象にはなりません。上記は、本保証に基づくお客様の唯一の救済措置およびデル・テクノロジーズの全責任を遺漏なく記載したものです。

要件：本規約は、デル・テクノロジーズから購入された対象製品に自動的に適用されます。ただし、お客様が本保証に基づく特典を受けるには、対象製品の購入とともに、同一の3年間について当該対象製品に適用されるProSupportメンテナンス契約を事前にご購入いただく必要があります。すべての対象製品について、リモートサポートを可能にする有効なEMC Secure Remote Services (ESRS) Gatewayに対象製品が接続されているか、要求されたデータをエンド ユーザーであるお客様がデル・テクノロジーズの認定サポート担当者に提供する必要があります。

チャネル パートナーからの調達：対象製品をデル・テクノロジーズから直接ではなく、チャネル パートナーを通じて購入した場合、本プログラムの諸条件はエンド カスタマーとデル・テクノロジーズとの間に直接適用されるものではありません。むしろ、チャネル パートナーが購入者と交わした販売文書において本プログラムを参照しており、両当事者が本プログラムの要件を遵守することを条件として、チャネル パートナーはその購入者に相互的なプログラム特典を提供することができます。この場合、デル・テクノロジーズは本プログラムに基づく特典および権利を当該チャネル パートナーに提供します。

制限：本プログラムの特典を、エンド ユーザーである他のお客様に譲渡することはできません。本プログラムは、新しい対象製品の購入に適用されるものであり、過去に購入された製品には適用されません。また、対象製品がコンバージドITソリューションの一部として購入された場合、本プログラムの特典は当該対象製品のみに適用され、当該コンバージドITソリューションに拡大して適用されることも、当該ソリューションに含まれる当該対象製品以外のコンポーネントに適用されることもありません。本規約に定める救済措置の不履行により生じた損害を賠償する責任は、通常の予見可能な損害に限られ、本プログラムに基づいてお客様が申し立てた請求に関連する対象製品の購入価格を超えないものとします。なお、死亡、人身傷害、デル・テクノロジーズの重過失もしくは故意の違法行為、または制定法上の製造物責任に基づく請求については、上記の賠償責任の制限が適用されないものとします。疑義を避けるために付言すると、本プログラムは対象製品またはそれに伴うサポート サービスに関連する無限責任もしくは厳格責任またはその両方という意味での保証を提供するものではありません。

その他の条件：これらの特典は、適用される見積書において指定されているデル・テクノロジーズの販売エンティティが提供します。添付または参照されているすべての諸条件を含め、お客様とデル・テクノロジーズとの間の購入契約の諸条件（以下「準拠契約」といいます）が適用されるものとします。相互に署名した契約が存在しない場合には、適用されるデル・テクノロジーズの一般的な利用規約を準拠契約とみなすものとします。お客

様が準拠契約に基づいてデル・テクノロジーズに対して有している可能性がある何らかの保証の請求が本規約に基づく本保証により制限されることは一切ありません。ただし、準拠契約に基づく保証に適用される一般的な制限および制約は、本規約に基づく本保証にも同様に適用されるものとします。本プログラムは、米国またはその他の国への輸出管理に関する適用法令などによって禁止されている場合、無効となります。デル・テクノロジーズは予告なしに本プログラムを変更または中止する場合があります。ただし、かかる変更は新規購入にのみ適用され、過去にさかのぼって適用されるものではありません。